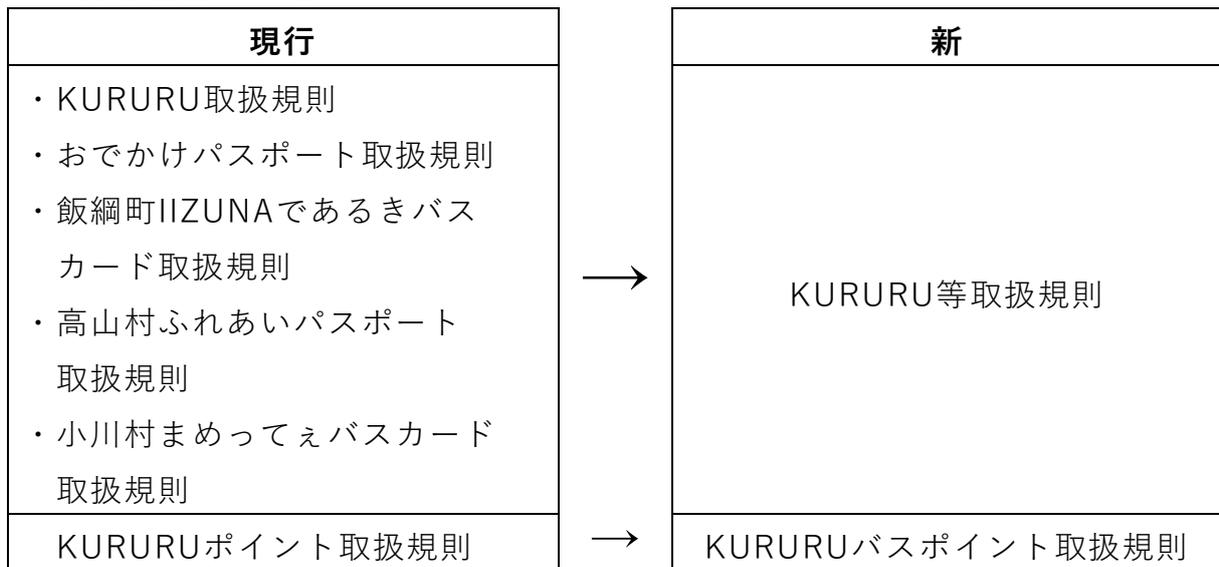


## KURURU等取扱規則（案）等の制定について

### 1 制定の理由

令和7年3月にサービスを開始する新KURURUは、現行のKURURUと比べサービス内容が大幅に変更となることから、KURURU等取扱規則、KURURUバスポイント取扱規則を制定するもの

### 2 現行規則との関係



### 3 制定案の主な内容

#### (1)KURURU等取扱規則

項目名	条文番号	制定の内容
目的	第1条	<p>ICカードを媒体とした乗車券（このうち協議会が発行した別表1に示したICカード（「KURURU」という。）による旅客の運送に関する使用条件を定め、旅客の利便向上と業務の適切な遂行を図ることを目的とする。</p> <p>別表1</p> 
適用範囲	第3条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KURURUの使用については、本規則及び地域交通事業者の運送約款等で定める。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域交通事業者で取扱うICカードの種類について規定</li> <li>・KURURU以外のICカードについて発売等の取り扱いを行わない</li> </ul>
契約の成立	第4条	KURURUの使用に関する契約は、協議会が使用者にKURURUを発行したときに成立する
使用方法及び制限事項	第5条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乗車時にバスR/Wで乗車処理を行い、降車時に同一のICカードによりバスR/Wで降車処理を行わなければならない</li> <li>・記名式カードは、当該記名式カードに記録された記名本人以外が使用することはできない</li> </ul>
個人情報の取扱い	第6条	記名式カード申込みの際に取得した個人情報は、協議会及び東日本旅客鉄道株式会社が管理する。
取扱車両等	第8条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカードの取扱車両は協議会が指定するバス路線で行う</li> <li>・おでかけパスポートの対象路線はおでかけパスポート実施主体において定める</li> </ul>
所有権	第9条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KURURUの所有権は協議会に帰属する</li> <li>・不要になったときは協議会に返却しなければならない</li> </ul>
デポジット	第10条	KURURUを発売する際は1枚500円のデポジットを収受する
発売	第11条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・KURURUは協議会及び地域交通事業者の営業所で発売する</li> <li>・おでかけパスポートはおでかけパスポート実施主体が指定する窓口で発売する</li> <li>・障害者カード、小児カード及び小児障害者カードの申込みに当たり、適用資格を満たす事実を確認する公的証明書を呈示しなければならない</li> <li>・無記名式カード及びおでかけパスポートはIC定期乗車券の機能を搭載することはできない</li> </ul>
発売額	第12条	・発売額はデポジットを含め1,000円とする。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会が認める場合はデポジットのみで発売することがある</li> </ul>
レファレンスペーパー	第13条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記名式カードを発行した場合は、情報を印字したレファレンスペーパーを発行する</li> <li>・レファレンスペーパーはKURURUとしての効力はない</li> <li>・記名式カードを使用する場合は、レファレンスペーパーを所持するものとする</li> <li>・IC定期乗車券が使用できなくなった場合、地域交通事業者が認めた場合に限り、当該IC定期乗車券とレファレンスペーパーを提示することにより乗車することができる</li> </ul>
チャージ	第14条	1枚当たりのSF残額は20,000円を超えることはできない
SF残額及び履歴の確認	第15条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残額及び履歴はICカードを処理する機器により確認することができる</li> <li>・再発行したときの再発行前、払いもどしした後の払いもどし前の利用履歴は確認できない</li> </ul>
効力	第17条	乗車後は当日限り有効とし、途中下車の取扱いはしない
定期券効力外利用時における取扱い	第18条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期券の有効区間外を乗車する場合は、区間外区間の運賃をSFから減額する</li> <li>・定期券の有効期間開始前もしくは終了日の翌日以降に乗車する場合は、実際の運賃をSFから減額する</li> </ul>
記名式カードの個人情報変更	第19条	改氏名等により記名式カードの個人情報に相違が生じた場合は、個人情報変更を協議会等に請求しなければならない
無効となる場合	第20条	<p>次の各号に該当する場合は無効として回収し、デポジット及びICカードに記載の金銭的価値、乗車券等は返却しない</p> <p>(1) 乗車処理後のICカードを他人から譲り受けて使用した場合</p>

		<p>(2) 記名式カードを第5条7項に反して記名人以外の者が使用した場合</p> <p>(3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入したICカードを使用した場合</p> <p>(4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合</p> <p>(5) 偽造、変造又は不正に作成されたICカードを使用した場合</p> <p>(6) 旅客の故意又は重大な過失によりICカードが障害状態になったと認められる場合</p> <p>(7) IC定期乗車券の使用に際し、地域交通事業者の運送約款等に定める、定期乗車券が無効となる事項に該当した場合</p> <p>(8) その他不正乗車的手段として使用した場合</p>
有効期限	第21条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小児カードと小児障害者カードは、当該児童が12歳に到達したあと最初に迎える3月31日までを有効期限とする</li> <li>・ おでかけパスポートの有効期限はおでかけパスポート実施主体において別に定める</li> </ul>
紛失再発行	第22条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する旅客が当該記名式カードの記名人本人であることを証明し、記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当協議会又はIC取扱事業者のシステムに登録されていることを条件に、使用停止措置と再発行するために必要な帳票を出力する</li> <li>・ 再発行整理票交付日の翌日から14日以内に当該記名式カード裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名式カードを再発行する</li> <li>・ 紛失再発行手数料520円及びデポジット500円を収受する</li> </ul>
払いもどし	第26条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無記名式カードは持参人に払いもどしを行い、記名式カードは、公的証明書等の呈示により、当該記名式カードの記名人本人であることを証明した場合に払いもどしを行う</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・記名式カードの解約については、代理人による取扱いを認める</li> <li>・KURURU 1枚につき払いもどし手数料210円を収受する</li> <li>・IC定期乗車券を払いもどす場合、払いもどし手数料と定期乗車券払いもどし手数料の合算額を収受する</li> </ul>
乗継割引	第28条	<p>同一の無記名式カード又は記名式カードを使用して90分以内にバス等を乗り継いだ場合、乗継後の運賃から一般カード50円、小児カード及び障害者カード30円、小児障害者カード20円を割り引く ただし、おでかけパスポートは除く</p>
エコ定期	第29条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用日にIC定期乗車券を使用して同IC定期乗車券を発行する地域交通事業者の定期区間外で乗車する場合に適用される割引運賃をいい、この場合の運賃は1乗車100円とする</li> <li>・対象者はIC定期乗車券の記名人本人のほか、記名人本人の家族（同居する2親等以内に限る）とする</li> <li>・適用日は、土曜日、日曜日、祝休日、8月13日から16日まで及び12月29日から1月3日まで</li> </ul>
その他	附則	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年12月17日から施行する</li> <li>・KURURUの取扱いは、2025年2月1日から開始する</li> <li>・地域交通事業者の車両等におけるICカードの取扱いは、2025年3月1日から開始する</li> <li>・おでかけパスポートは2025年2月1日から28日までの間に限り、第8条に定める路線において、おでかけパスポート実施主体が定める特別運賃の適用を受けるために、乗務員に提示して使用することができる</li> </ul>

## (2)KURURUバスポイント取扱規則

項目名	条文番号	一部改正の内容
目的	第1条	KURURU等取扱規則に規定するKURURUバスポイントサービスの内容について規定
ポイントの付与	第3条	<ul style="list-style-type: none"><li>・乗車に伴うSF利用による運賃の5%分のポイントを付与する</li><li>・定期券区間内及びおでかけパスポート適用運賃の利用分については、ポイントは付与しない</li></ul>
ポイントの利用	第4条	次の各号に該当する場合のみ、1ポイント1円相当として運賃に利用することができる。 (1) 乗車に係る運賃をKURURUのSFにおいて利用した場合 (2) 乗車に係る運賃が累計ポイントを下回っている場合
ポイントの効力	第5条	<ul style="list-style-type: none"><li>・ポイントの付与又は利用の最終日から起算して2年を経過した日が属する月の月末に当該ポイントは失効する</li><li>・払いもどしと同時に失効し、払いもどしの対象とはならないものとする</li></ul>
ポイントの確認	第6条	ポイントの残高及び最終更新日は所定の機器により確認することができる
ポイントの引継ぎ	第7条	紛失再発行、障害再発行、ICカードの変更（一般からおでかけパスポートは除く）を行う場合は、ポイントは新たに発行するKURURUに引き継ぐ

### 3 施行期日

令和6年12月17日（火曜日）

おでかけパスポートの発行がすでに始まっており、早ければ1月には利用者の手元へ郵送で届くことから、運用開始に先立ち施行するものです